

文化審議会第3期博物館部会（第3回）

令和3年12月8日

【島谷部会長】 おはようございます。ただいまから、文化審議会第3期博物館部会第3回を開催いたします。先生方、御多忙のところお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

初めに、事務局に体制の変更があるということですので、御紹介をお願いいたします。

【井上戦略官】 失礼いたします。10月から博物館法の関係を担当しております井上でございます。よろしくをお願いいたします。

【島谷部会長】 それでは、議事に入ります。前回、9月に行われました第2回の部会では、8月に文部科学大臣から頂いた諮問に対して、答申の取りまとめに向けて議論を行ったところでございます。

その後、このときの議論を踏まえて、本部会の下に設置しております法制度の在り方に関するワーキンググループにおきまして、更に御審議を頂き、12月6日付でワーキンググループとしての報告書を取りまとめていただきました。

本日の部会では、このワーキンググループの報告書を基に、事務局において作成いただいた答申の案につきまして、御議論を頂きます。

それでは、まずワーキンググループの座長を務めていただきました浜田委員から、ワーキンググループにおける議論の経過と、答申の案の概要を御説明いただけますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

【浜田部会長代理】 おはようございます。それでは、ワーキンググループの座長を務めました浜田から、簡単に御報告させていただきます。

前回、部会は9月21日に開催されまして、その際に、座長の浜田からまとめ、提案をさせていただきます、御審議を頂いたところです。

その御審議等を受けまして、7月に部会から提出されました中間まとめとしての審議経過報告を土台として、各団体からのヒアリングを基に、今回の答申のまとめ案を作成してまいりました。

実は、9月21日以降、9月30日、11月11日の2回で、この答申案をまとめる予定でいたのですが、10回目の会議の際に、もう少し検討の余地があるのではないかという複数の

委員からの御意見に基づきまして、座長判断として、急遽もう一度、11月30日に11回目のワーキンググループを開催させていただきました。

我々が検討していく中で、やはり法制上の限界がどうしてもあるということを認識してはいるところですが、しかし、ワーキンググループの総意として、なるべく現状の博物館の活性化に結びつくような法改正に進めるべきではないかということで、この答申案をまとめさせていただきました。

主なまとめの内容についてですが、資料としては、今日の会議資料の一番最後、58、59ページに簡単なまとめ資料が添付されております。そちらを御覧いただくのが早いかと思います。全体としましては、まず、現在、博物館法は社会教育法の下に置かれているわけですが、その後、制定されました文化芸術基本法も取り入れた形での運用が必要ではないかという意見が出てまいりまして、それを反映できればと考えております。

やはり課題となっているのは設置主体の問題であります。国立博物館は現在登録できないわけですが、それをいかに公立博物館、私立博物館と同等に考えていくかというところが、今回一つのポイントになったかなと考えております。

また、審査基準に関しましても、やはり大規模館だけではなくて、中小規模の博物館の援護がどのようにできるかということも一つの柱となりました。

その中で、博物館のネットワーク化を図って、大規模館が中心となって中小規模館を支えていくというようなことも一つの方策としてあるのではないかという意見が出てまいりまして、ネットワーク化ということが一つ視点として出ております。

また、資料のデジタル化についても今後推進が必要であろうという意見が出ております。

この登録制度については、引き続き、より多くの博物館が登録できるように、なるべくハードルを下げた形で枠を広げたいというのが、我々の意見として、まとめられたわけです。

その審査主体は、引き続き、社会教育法に基づきまして、都道府県教育委員会が行うということにしております。

しかし、その専門的な審査内容については、現在、都道府県によってかなりばらつきがあるため、それぞれに、専門家を集めた第三者機関を設置してはどうかという提案をしているところであります。

このことが起爆になりまして、今後は、施策の問題になりますが、予算や税制優遇など、これから事務局に検討していただきたいこととなりますが、インセンティブを大きく拡大

して、登録館を増やしていきたいとワーキンググループでは考えているところです。

細かい説明については事務局から、今日は全体で五十数ページにわたる資料になっていますが、御説明いただきたいと思っております。

本日は、部会の皆さんに大所高所の見地から様々な御意見を賜りたいと思っております。簡単ではありますが、座長から、以上、報告とさせていただきます。

【島谷部会長】 簡潔にまとめていただきまして、ありがとうございました。

それでは、次に事務局から詳細な説明を頂いた上で、意見交換に進みたいと思います。

答申の案は、全部で大きく3章構成となっておりますが、今日は大きく二つに議題を分けて、前半は答申案のローマ数字のⅠ「博物館法制度の現状と課題」、それから二つ目、「これからの時代にふさわしい博物館の在り方」について議論し、後半にローマ数字のⅢ「新しい博物館制度の方向性等」について意見交換したいと思います。

前半は本部会でこれまで議論してきた内容の延長線上でございますが、後半はこれまでの議論から変更のあった内容や新たな論点を含みますので、後半により多くの時間をかけて議論したいと思います。御協力をお願いいたします。

それでは、事務局より、答申案の内容のうち、前半の議題に係る内容について説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局、担当補佐の稲畑でございます。よろしくをお願いいたします。

先ほど御紹介頂いたとおり、資料1と資料2を本日お送りしております。資料2は、冒頭で浜田ワーキンググループ座長から御紹介いただいたとおり、概要でございますので、本質的には資料1の文章、五十数ページにわたる文章を御説明させていただきたいと考えてございます。

資料1の3ページから4ページまでは導入、「はじめに」でございまして、3ページからが主な内容となっております。

目次をまず御覧いただきますと、先ほど部会長から御紹介いただいたとおり、大きく3章構成となっております。第1章、博物館法、これまでの現状と課題、第2章に、これからの時代にふさわしい博物館の在り方、博物館像について御議論いただいたところでございます。これは、これまで部会でもう何度か御議論いただいておりますので、今回改めて規定、書きぶりを整理してございますので、御覧いただきたいと考えてございます。

前半では、ここまで御説明いたしたいと思っております。

通し番号7ページからが内容でございます。通し番号7ページ、ローマ数字のⅠ、博物

館法制度の現状と課題について、まず御説明いたします。

これは今回、登録制度を中心とした議論をしていただいていますけれども、博物館法全体の現状と課題について整理したところがございます。

基本的に読んでいただければ分かるようにしているつもりですが、分かりにくいところがあれば御指摘いただきたいと思います。重要な点だけピックアップして御説明いたします。

次の8ページを御覧いただくと、浜田ワーキンググループ座長からも御指摘あったとおり、これまでの経緯の中で重要なところは、一番上のポツ、2017年に公布・施行された文化芸術基本法において、文化芸術の固有の価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉等を法の範囲に取り込んで、文化芸術により生み出される様々な価値を、その継承、発展、創造につなげる好循環の創出ということが既に規定されてございます。

博物館法は、社会教育三法の一つとして成立しておりますけれども、今日求められる新しい時代の博物館は、博物館が従来担ってきた、この社会教育施設としての機能のみならず、このような文化芸術基本法の本質をも踏まえた文化拠点として国民生活に欠くことのできない施設であることも明確に位置づけられる必要があるという記載にしております。

通し番号10ページからがローマ数字のII、第2章、これからの時代にふさわしい博物館の在り方でございます。

ここでは、これまで求められてきた博物館の使命と、これから求められる、これからますます求められる使命の両方について整理しております。

最初の第1節では、国内外における博物館制度に関する議論の動向として、まず現在の博物館法に係る規定を整理しております。

現在の博物館法第2条において、博物館の活動について規定しておりますけれども、資料の収集・保管、展示・教育、最後に資料に関する調査・研究という三つを規定しております。

この三つの基本的な役割・機能については、様々に御議論いただきましたけれども、ICOMをはじめとする国際的な規約においてもおおむね同様の内容が示されておりまして、現在においても国際的に共有されているものであることから、これからの博物館の基本的な役割・機能として引き続き維持する必要があるという記載にしております。

少しページを飛ばしまして、その次のページからは、博物館に求められるものは何かと

というような、先ほど御紹介した文化芸術基本法でありますとか、様々な状況の変化について記載しております。

通し番号 13 ページの最後のところでは、動物園、水族館、植物園、プラネタリウム等についても、博物館法の制定当時から博物館法の一部として位置づけられているとしていきます。ワーキンググループではヒアリングを様々なさせていただきましたけれども、これらの館種については、引き続き、博物館法の博物館における重要な一部であるということを確認いたしました。

次の通し番号 14 ページです。国内の議論の動向を、それまでのページでは整理してまいりましたけれども、ここからは国際的な議論の動向について整理してございます。

UNESCO、ICOM、その辺りを整理しておりますけれども、14 ページ一番下、2019 年 9 月に開催された第 25 回 ICOM 京都大会において、ICOM 日本委員会が提出した「文化をつなぐミュージアム（Museums as Cultural Hubs）」の理念について記載してございます。

次のページ、15 ページには、この「文化をつなぐミュージアム」の概念をさらに、この博物館、今回の議論の文脈で深掘りして議論させていただいて、様々な何をつなぐのかというところを記載しております。未知と既知をつなぐ、知識・経験をつなぐ、世代をつなぐ、人々をつなぐ、多様な文化・分野をつなぐ、次のページに行きますと、地域と人をつなぐ、住民と来訪者、ホストとゲストをつなぐ、自然と人をつなぐなどの様々なつなぐ役割について整理いたしました。

次、(4) のところは、新型コロナウイルス感染症の影響とそれによって顕在化した課題について整理してございます。

最初のポツからです。我々の記憶にも新しいところですがけれども、多くの博物館が休館や入場制限を余儀なくされた状況において、私たち人類にとって、実物に触れる感動と、他者とものを仲介として対話して気づきや発見を共有することがいかに重要なことであるかを確認する機会ともなったということを記載しております。

3 ポツ、他方で、入場者数の減少に伴う入館料収入の激減等によって様々な課題が浮かび上がってきたことも、改めて記載してございます。

4 ポツ目では、特にデジタル技術を活用したコレクションのデジタル・アーカイブ化とインターネットを通じた教育・コミュニケーション活動の重要性について改めて記載してございます。

通し番号 17 ページ。このため、一部の博物館では、デジタル技術を活用した新しいモデ

ルの構築などを取り組んでおりまして、この点について、博物館の重要な事業として位置づけるとともに、今後の博物館の活動と経営に組み込むべきであるというような記載をさせていただきます。

次の2ポツ、これからの博物館に求められる役割・機能。これがこの章の結論的な部分でございますけれども、(1) 現代社会における博物館の存在意義。今まで御説明してきたようなことを、もう一度整理させていただいております。

次のページ、18 ページの(2) 博物館の使命と今後必要とされる機能として、これ先ほど御説明してきたようなことを整理しています。

使命と今後必要とされる機能の例としておりますけれども、使命としては、博物館法の第2条に書かれているような収集・保存、調査・研究、学びを促すこと、調査・研究を行うことなど記載してございます。

今後必要とされる機能の例としては、交流・対話、市民による創造的活動の促進と支援、持続可能な未来と平和についての対話・学習する機会の提供、地域の福祉の向上への貢献、社会的包摂等への寄与、地域社会の活性化などの新しい役割が今後ますます求められていくだろうということを提示しております。

これらを集約して、これからの時代にふさわしい、新しい博物館に求められる役割・機能として、五つの方向性——これ前回、前々回も御議論いただきましたけれども——として整理してございます。

一つ目が資料の収集・保存と文化の継承（「守り、受け継ぐ」）、二つ目が資料の展示、情報の発信と文化の共有（「わかち合う」）、三つ目が多世代への学びの提供（「育む」）、四つ目が社会や地域の課題への対応（「つなぐ、向き合う」）。

この最初の三つ目は、これまで伝統的に博物館に求められた役割とほぼオーバーラップする部分でございますけれども、四つ目辺りが、新たに求められる社会や地域の課題に向き合うことということとして記載させていただきました。

最後五つ目は、このような四つの方向性を行うに当たって必要な専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上（「営む」）ということがますます重要になっているだろうというところでございます。

これがこの章の結論的な部分ですけれども、この五つの方向性を踏まえて、(3) これからの時代にふさわしい博物館に必要となる取組として、このような五つの方向性実現するために、博物館法の登録制度の改正が必要なのではないかという論理構成にしてござい

して、それについて記載しております。

次、20 ページも、その旨記載しておりますけれども、座長からも御紹介のあった博物館同士のネットワーク化でありますとか、デジタル・アーカイブについてでありますとか、最後、国と地方公共団体、私立博物館、それぞれに求められることについても記載しております。

私から御説明、以上でございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。それでは、説明のありました答申案の前半部分について、意見交換に入りたいと思います。

できるだけ対話の中で議論を進めていくため、1 回の発言は文脈に沿って、できるだけ短くしていただきますようお願いいたします。2 回目、3 回目も、できれば発言していただきたいと思いますので、発言の機会は 1 回だけではございませんので、手短にお願いをいたします。

まず、御意見のある方から手を挙げてくださるなり、発言のボタンを示していただければ、順次御発言いただきます。

ワーキングで浜田先生まとめていただきましたが、このところ、先ほどの御発言では足りないところ等ございましたら、遠慮なく御発言ください。お願いいたします。

【浜田部会長代理】 前回の中間まとめ案と、それほど大きな変更はございませんので、読んでいただければ分かる内容かと思っておりますが、一つ残念なのは、ICOM で博物館の定義が、まだ決定されていないことでしょうか。それが間に合えば、是非、この今度の法改正にも含めたいと考えていたのですが、現状で考えるしかないというところが、今回の一つのネックになったかと思えます。

全体としては、博物館の底上げと盛り立てということをうたっておりますので、このような方向で基本的に進められたらと思っております。

特に補足ではありませんが、そのように考えております。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

大規模館、中小の規模の館、それから国立館とある中において登録制度をどうしていくかということで大分意見が交わされたというふうに聞いておりますが、この辺のところでも半田さん、何か御意見ございますでしょうか。

【半田委員】 ありがとうございます。今御説明いただいたところにつきましては、部会の中間まとめ踏まえて、ワーキングの方でも結構、忌憚のない意見交換ができた実感

しておりました、その成果を文章として簡潔に盛り込んでいただいておりますので、今のところでは、これでよろしいのではないかなと思っております。ありがとうございます。

【島谷部会長】 ワーキングに参加されていなかった、ほかの委員の方からの御発言、よろしいでしょうか。

【高田委員】 高田ですけど、よろしいでしょうか。

【島谷部会長】 では、高田先生お願いいたします。

【高田委員】 デジタルの部分、かなり積極的に取り入れていただいて、私、以前からデジタル化のことを随分、この会議の中でも言ってきたので、大変ありがたく拝見しました。

1 か所だけ。デジタル化によって情報発信、発信のことばかり注目されていますけど、デジタル化によって交流もできるわけなので、一方的に発信だけではなくて、いわゆる交流もできるというような表現が1 か所あるとありがたいかなというふうに思いました。

なので、発信と交流というふうに入れていただけ……。例えば、20 ページのポツ3 ですかね。インターネットを通じて情報発信、資料を情報発信と交流と。交流という言葉を入れていただけるとうれしいなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

【島谷部会長】 御意見ありがとうございました。交流というのは非常に大きなウエートを占めるものですので、事務局とも、また皆さんとも検討したいと思います。

後でまたここに戻ってもかまわないと思いますが、次の議題に時間を割きたいと思しますので、まず、事務局から説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。では、引き続き御説明させていただきます。

第3章、通し番号、通しページでいいますと21 ページからの御説明です。ここからが、博物館法における登録制度の方向性がどうあるべきかという点について詳細に書いた部分でございます。

まず、1 ポツ、これまでの議論と現行制度に係る課題は、これまでも共有させていただいてきたと思いますので、ここは省略させていただきます。

通し番号22 ページ、新しい博物館登録制度の方向性、ここからがメインのコンテンツでございますので、ここを少し丁寧に御説明させていただきます。

まず(1)では、新たな登録制度の理念と目的としまして、この登録制度の改正が目指すところについて整理してございます。

次、23 ページには、この目指すべき理念について書いてありますけれども、先ほど第2章で整理させていただいたような、これからの博物館が求められる役割・機能の五つの方向性に向かって、それぞれの博物館がその活動を改善・向上していくことを後押しすることで未来への責任を果たしていくことができるような制度にすべきであるという理念でございます。

その次のポツ。そのためには、博物館同士を選別・差別化したり、序列化するというようなものではなく、トリアージにつながってはならないというような御意見も頂きましたけれども、館の規模の大小にかかわらず、公益的活動を行うための基本的な要件を満たす、できる限り多くの博物館に対して振興策を適用することが求められるというのを記載しています。これは、この報告書では「底上げ」と記載しております。

次のポツでは、底上げと盛り立てというふうに浜田座長から御発言いただきましたけれども、その「盛り立て」の方について記載しております。この底上げの方向性に加えて、予算措置をはじめとした振興策と組み合わせて総合的に推進することを通じて、新たに求められる役割に対応しようとする博物館を後押しするなど、各館の創意工夫や新たなチャレンジを支援する枠組みとすべきであるということを記載しております。

このことによって、博物館とその資料について、国民にとってより身近でより必要なものとして価値が向上し、その価値に対して国・地方公共団体や産業界、個人等による支援・投資がなされ、さらなる人材・資金・施設等の経営基盤が充実されていくという好循環が形成されることを目指すべきであるという制度の大きな理念について記載しております。

次のページ、24 ページからは、(2) 設置主体、具体的な制度の内容について記載しております。

(2) では設置主体について記載しておりますけれども、浜田座長からも御紹介あったとおり、ここはワーキングでも非常に多く議論させていただいた点でございました。設置主体については現在、地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人等に限定されている状況でございますけれども、方向性としては、この設置者の法人類型による限定を可能な限り広げると。法人の類型ではなくて、博物館としての活動で博物館であるかどうかを見る、博物館としての活動評価できるようにすべきであるという大きな方向性を確認しております。

その上で、現在、登録制度の対象となっていない民間の法人が設置する博物館については、博物館として一定のレベルでの公益性を担保する必要があるということは、これまで、

この部会でも確認させていただいたと思います。

その下のところ、もう少し具体的に書いておりますけれども、今後、その登録審査を具体的に議論するに当たっては、既に博物館として認められている一般社団、財団法人の制度や、民間の法人が設置することができる学校制度において、民間の法人が設置することのできる専修学校という枠組みがございますけれども、このような枠組みを参考としつつ、公益性の確保を考慮すべきであるという点について記載しております。

次の3ポツ目です。国・独立行政法人が設置する博物館、国立博物館については現在、登録制度の対象にはなってございません。国の博物館の中核となるナショナル・センターとしての役割が期待されていることから、関係者や国民への分かりやすさという観点から、登録制度に含めてはどうか、含めるべきという意見を多く頂いたところでございます。

他方で、このような主要な国立博物館は、独立行政法人が設置しているものが多いですけれども、それぞれの独立行政法人に係る個別の法令によって、既に法令上の位置づけが与えられているということですね。次のページにかかりますけれども、この個別法令、国立博物館に関する個別法令と、公立・私立博物館に係る博物館法が、既に両輪として博物館に関する法令の体系を構成している現状において、実務上は、必ずしも博物館法の登録の対象とする必要はないのではないかという点についても記載してございます。

次、(3) 審査基準についてです。審査基準については、これまでも外形的な基準ではなくて、博物館としての活動に着眼したものにすべきであるという御意見を多く頂きましたけれども、ここでは外形的な基準のみならず、博物館の活動についても考慮したものにすべきであるという記載にしてございます。

次のポツからは学芸員について記載しています。現行制度において配置を必須としている学芸員については、様々な関係団体、ヒアリングを行う過程で、必ずしも配置を求める必要はないのではないかという意見もございました。

他方で、上記のような多様な専門職をまとめて、牽引し、収集・保管、展示・教育、調査・研究という、第2章で確認した博物館の基本的な使命、これらを総合的に一体的に推進して、その社会的役割を果たしていくための中核的職員、博物館に欠かせない職員として、学芸員の役割は引き続き重要であるというふうな議論がございました。

したがって、登録制度においては、学芸員の設置の要件は引き続き維持すると。それぞれの事情により学芸員が配置できない施設については、現行制度では「博物館相当施設」という枠組みがございますけれども、このような枠組みを引き続き活用して、学芸員に相

当する職員が配置されていると認められる場合には、「底上げ」のために、一定の法令上の優遇措置を適用してはどうかという記載にしております。

次のポツは、先ほど御説明した点と同様でございます。審査基準において類型で民間の法人を規定するのではなくて、審査基準において公益性を確保してはどうかというような記載でございます。

次のページ、通し番号 26 ページについては、審査主体・プロセスについて記載しております。

すみません。その前に最後のポツですね。今後、審査基準は具体的に詰めていく必要がございますけれども、その具体的な更なる検討を行っていく際には、日本博物館協会においてこれまで議論してくださっていたような共通基準案等を基礎としつつ、具体的に検討を進めていくべきであると。その際には、「底上げ」の理念を実現するために、博物館の規模の大小によって不利益を被ることのないようにできる限り配慮するとともに、館種の多様性。ワーキンググループで様々な館種から御意見を伺いましたけれども、館種の多様性についても十分に考慮する必要があるということを記載しています。

また、前回の部会において、博物館それぞれ単体ではなくて、群としての博物館についても考慮したらどうかというような御意見いただきました。(6) で記載いたしますけれども、博物館同士の連携、それによって支え合って、その機能を補完し合う関係性についても、一定程度考慮することが望ましいのではないかなというような記載にしております。

(4) 審査主体・プロセスです。ここからは大きく、これまで御議論いただいた内容と変わっているところはございませんけれども、審査主体については、登録審査基準が活動の内容にも踏み込んだものになることに伴って、一定の専門家の関与が必要ではないかという御議論を今まで頂いておりました。

3 ポツ目の 2 行目ですね。都道府県・指定都市教育委員会が審査する際に、それぞれの教育委員会において、第三者の専門家の意見を聴くものとすべきであるということを記載しております。

次のページ、通し番号 27 ページ、継続的に活動と経営の改善向上を図る仕組みとして、これまで日本学術会議からは更新制の導入というような御提言も頂きましたけれども、2 ポツ目に、そのようなことが記載しております。

他方で、現場の博物館の事務的負担は最小限に抑えるべきであるというような御意見も多数頂いたところでございまして、3 ポツ目、博物館の運営状況について定期的な報告を

審査主体に行っていただくことによって、審査時の水準が維持されていることを審査主体が適切に確認できるようなシステムとしてはどうかというような点について記載いたしました。

最後のポツ、審査基準自体が大きく変わることになりますので、審査基準の見直しを踏まえて、新制度に移行した後は、一定の移行措置期間を設けて、その期間内に、全ての博物館について再度審査を行って、その活動と経営の水準が現在の新しい登録要件に適合しているかどうかを確認すべきであるという記載を行っております。

(6) がネットワーク化と、これまで議論してきたような、ほかの博物館との連携の促進について記載してございます。

ほかの博物館の連携の促進については、今の博物館法ではほとんど記載がございませんけれども、2008年、社会教育法等が一部改正されて博物館法も改正された際に、国会の附帯決議でも、連携について検討すべきであるというようなことが指摘されてございました。

次のページ、28ページです。博物館が抱える課題が多様化・高度化している一方で、館種や地域で共通する課題を共有している場合や、広域でリソースを共有することで多くの博物館が効率的にその活動を充実できる場合も多いということは、これまで議論していただいたとおりかと思えますけれども、複数の博物館が、相互に連携してネットワークを形成することにより、特に小規模な館にとっては、単独では実現できないような課題に取り組むことが可能になるとともに、災害や閉館に当たって博物館資料を保全するための対応や検討を速やかに行うことにもつながり得るといったようなネットワークの利点について記載しています。

このような取組を促進するため、博物館同士の連携を支援・促進していく必要があるという記載をしております。

次のポツでは、ネットワークにハブが必要だという議論を頂きましたけれども、中核的な役割を担う博物館について記載しております。

最後のポツ、ネットワークは様々な在り方があると。地域のネットワークでありますとか、館種のネットワーク、あるいは機能別のネットワーク、そのようなものがあると考えますけれども、それぞれが存在する多層的なネットワークとして支援していったらどうかというようなことを記載してございます。

最後に、次の29ページ。このネットワークへの支援は、法律上も記載する前提として書いてございますけれども、登録制度の見直しによる新制度の移行を待たずに、文化庁にお

いて早急に着手することが望ましいという記載にしております。

前回の部会で御紹介したとおり、次年度の予算要求でも、このようなネットワーク化の支援について予算要求しているところでございます。

最後、(7)です。新制度と連動した総合的な博物館振興策の推進として、浜田座長からも御紹介いただきました、予算や税等における新制度におけるインセンティブをできる限り広げることが重要であるということについても記載しております。

最後に3ポツ、その他の措置すべき事項と今後の課題として、今回、必ずしも結論が出なかったような課題について整理しております。

一つ目、(1)は国立博物館を含む全ての博物館の振興に向けてとじていますけれども、国立博物館については、御説明してまいりましたとおり、設置及び運営に関する法律としては別々の体系を維持してはどうかということにいたしましたけれども、設置及び運営を超えて、国民に対する分かりやすさという観点から、この位置づけと役割について、博物館法制度の象徴的な課題であるというような御指摘を様々に頂いたところでございます。

次のページには、当然それは我々も認識してございまして、ナショナル・センターとしての国立博物館の役割の機能強化については政策レベルで、これまで様々に取り組んできたところです。実質的な博物館振興に向けた取組は着実に進められつつあるという認識を共有した上で、今後、博物館法の改正を踏まえて、その博物館振興のための取組は、国立博物館も含めた全体として行っていくべきであるということとともに、この設置及び運営に関する法律を第一歩として、今後も国立博物館を含む全ての博物館の振興のための制度的役割についても視野に入れて、その在り方を検討していくことが求められるというふう

に結ばせていただいております。

(2)については、これはこれまでも議論してきたとおり、学芸員制度に係る検討について記載しております。

学芸員制度については、様々な課題があることから、中長期的な課題として引き続き、この博物館部会において検討していくべきであるということを基本的な方向性とさせていただきます。

次のページ、通し番号31ページですけれども、1点だけ、学芸員補の資格については、70年前の法制定当時から、大学に入れる者が学芸員補であるという、非常に時代が変わったことに対応できていない記載になっておりますので、ここについては手当てをしてはどうかというような記載をしております。

(3) として、様々な専門的職員の養成・資質向上について記載しております。学芸員の重要性については、2 ポツで御説明いたしましたけれども、学芸員だけではなくて、現在様々な専門家が博物館に関与するようになってきていることについて認識した上で、次の32ページの2 ポツ目の最後のところ、新しい制度の枠組みの中では、この様々な専門家、専門的人材の確保について重視する必要があるということを記載してございます。

最後に、その他関連する事項として、審議の過程で、必ずしも審議を深められなかったんですけども、現在の博物館が抱える様々な課題について幅広く取り上げられたことについても記載してございます。

例えば、公的な機関としてのPDCAサイクルを回すことの重要性は認識しつつも、近視眼的な評価の在り方に偏っていないかというような御懸念でありますとか、次のページ、災害や博物館の閉館に際しての博物館資料の保全、あるいは最後ですけども、文化芸術基本法の本質も踏まえた施設であることを踏まえた、文化芸術を国民の身近なものとするための基盤の整備、環境の形成を図ることの重要性、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することなどについても御意見があったことも記載してございます。

いずれにせよ、これらの様々な課題については、登録制度の見直しを中心とした今回の議論では、必ずしも正面から取り組むことはできませんでしたけれども、今後、引き続き議論を進めていくべきであるというふうに結ばせていただいております。

最後、34 ページは「おわりに」の最後の結びの言葉でございます。もしお気づきの点あれば御指摘いただきたいと思っております。

すみません、長くなりました。御説明、以上でございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございます。それでは、ただいま説明がありました答申案の後半部分になりますが、意見交換に入りたいと思っております。

先ほどと繰り返しになりますが、できるだけ対話の中で先生方の意見を十分に酌み取っていただきたいと思っておりますので、1 回の発言につきましては文脈に沿って、できるだけ短く簡潔に御発表いただければと思っております。

それでは、どなたからでも結構ですが、御意見のある方は挙手若しくは何らかの方法で、その意思を示していただければと思っております。逢坂委員、お願いいたします。

【逢坂委員】 質問ですけども、23 ページの上から二つ目の丸ポツのところ、底上げを目指している文言ですけども、下から2 行目のところに「できる限り多くの博物館に対して振興策を適用し」と書いてありますけれども、この振興策を適用する主語は何

でしょうか。

【稲畑補佐】 事務局からお答えいたします。ここの趣旨は、法律上の理論でございますので、法律上の主体として、法律上の優遇策が登録博物館になると、現在でも適用されることとなりますけれども、その法律上の振興策について記載したものでございます。

代表的なものでは私立博物館に対する税制上の優遇措置でありますとか、ほかにも美術品公開促進法における受入れ美術館になることができることなど、様々な法律上の振興策が適用されるということが一番念頭にございます。

さらに、そのみならず、国・地方公共団体において予算措置等で振興策を行う際にも、既に登録博物館を対象とするというようなものがございまして、そのようなものを念頭に記載してございます。

【逢坂委員】 ありがとうございます。そうしますと、その中での具体的な例としては、29ページの「国が行う博物館の振興策としては」というところにつながるというふうに考えてよろしいでしょうか。

【稲畑補佐】 はい。御認識のとおりです。

【逢坂委員】 ありがとうございました。

【西野委員】 東大、西野です。

【島谷部会長】 お願いいたします。

【西野委員】 これは私の持論といえば持論なのですが、どこかに蓄積という言葉を入れていただけないでしょうか。

例えば 18 ページの博物館の使命と今後必要とされる機能というところの使命の中に、保存と継承、あるいはしばしば使われるのが、収集・保管という言葉なのですが、そういうのの後もう一点、中黒を置いて蓄積という言葉を入れることができないかと私は思います。

なぜかという、ミュージアムの最大の悩み、それは収蔵品を収めるスペースの不足なんです。収蔵スペースが慢性的に足りなくなっている。ですから大型の寄附申し込みがあっても、収蔵スペースが足りないから、と断るケースが多い。大学の博物館もそうです。

そうした事例のことを考えると、ミュージアムの使命の中に資料の蓄積ということを入れておくと、収蔵庫の増設や、そのための予算取りがいくらかでも楽になるのではないかと思うわけです。かすかな望みではありますが。

また、蓄積という言葉は、将来の世代に対する、ミュージアムの使命をうかがわせるものだと思うわけです。なぜかという、ミュージアムというのは、そもそもが蓄積庫として発達してきたわけで、その後、一般公開であるとか、情報発信であるとか、言い出されてはきましたが、ミュージアムのファンダメンタルな機能は、ほかでもない蓄積装置としてのそれだと思うからです。

そのように考え、収集・保管という言葉だけではなくて、もう一点、蓄積という言葉はどこかに入れておくことはできないか、それができれば多少とも救いがあるのではないかと考えるのです。いかがでしょうか。蓄積という言葉です。

【島谷部会長】 今御提案のありました蓄積という言葉を入れるかどうかということです。10 ページの、この時代にふさわしい博物館の在り方で博物館法の説明をしてあるところに、イ) のところで「資料を収集し、保管し」という表現があるんですが、18 ページのところでは、使命のところ、保管じゃなくて保存という言葉に変わっています。これについて、これ原案を作るときに何か御議論されたことがあったんでしょうか。これは事務局に。

【稲畑補佐】 事務局からお答えいたします。10 ページと 18 ページの記載の違いについては、すみません、これ誤植でございます。博物館法上は保管とすべきところでございます。失礼いたしました。

先ほど西野先生から御指摘いただいた(1)の部分は、蓄積という言葉を入れるべきであるという旨は以前から伺っておりましたので、検討いたしました。西野先生から御指摘いただく前は、この18 ページのマル1については、資料の保存と文化の継承と、保存と継承についてだけ記載しておったんですけれども、蓄積はあくまで結果であって、収集して保管した結果、蓄積されるのではないかという考えから、収集について新たに、ここに記載させていただきました。それを踏まえても、やはり収集・保管の結果としての蓄積も記載すべきであるという御意見だということでしょうか。

【西野委員】 はい、そうです。なぜかという、例えば情報発信等にあまり力を入れず、物の蓄積だけやっている施設は、社会的に見ると役に立っていないという見方をされるケースが多い。しかし、蓄積するだけでも、実は社会にとって、とくに未来の社会にとって意味がある、というのが現実なのではないか。蓄積機能だけだと社会生活に役立っていないと思われがちですが、そんなことはない。ミュージアムに対して、そういう視線が向けられるとしたら、それは誠に残念と言わざるをえません。ですから、こういうところに

入れておいたらどうかと思うのです。

確かに保存した結果として蓄積されるのは分かります。しかし、蓄積に特化しているというか、重点を置いているミュージアムが評価されないのは、まずいのではないかという気がします。

ですから、文言として蓄積という言葉はどこかに入れたらどうかというのが私の提案です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。バランスの取れた博物館運営が求められるわけですが、その館その館によって、どこにウエートがあるかというのは当然変わってくると思います。伝統がある大きな博物館も収蔵庫が満杯でどうにもならないようなところもありますし、新しい館はまだ収蔵庫が十分空いているところもあるわけです。その蓄積、保管、保管して蓄積するというのは非常に大きな意味があると、私個人としては考えておりますので、この表現については一考を要すべきかなというふうに今思いました。

この御意見について、ほかの委員の方で何か付け加えるところ。栗原さん、お願いします。

【栗原オブザーバー】 ありがとうございます。半田さんが発言すべきなのかもしれませんが。先般、北海道で行われた全国博物館大会で、「2020年代は収蔵庫の時代である」という話があり、どの博物館も今、収蔵庫不足で悩んでいる。だから、この問題をもっと真剣に考えるべきだという議論がなされました。

同じく ICOM の中でも、ストレージの問題が世界的に問題になっていて、新たにコレクションとストレージに関するワーキンググループを設けるべきではないかというような提案が先般の諮問会議でなされました。収蔵庫の問題は、日本だけの問題でなく世界的にも大きな課題であるというふうに考えます。

そういう意味で言うと、最後から2ページのところに非常に大事なことが書いてあります。一番上の丸のところ、「災害や博物館の閉館に関しては、その保有する博物館資料を保全し」うんぬんというふうに書いてありますが、これはすごい大事なことなので、例えば西野先生が言われたことについて、この保全の後に「保全・蓄積し」という形で、今は展示できないかもしれないけれど、そういったものを後世に残していくためにも蓄積することが大事なんだというようなニュアンスを入れておいたらどうかというふうに思います。総論から言えば、西野先生の御提案、賛成でございます。

以上です。

【島谷部会長】 栗原さん、ありがとうございました。

ほかの委員、いかがでしょうか。逢坂委員、お願いいたします。

【逢坂委員】 私も西野先生の提案に賛成です。博物館の使命は、作品をまず保管して、それを次世代につなげていくことですが、その作品の価値とか活用は、かなり時代時代によって変わっていくものだと思うんですね。ある時代には全く評価されていなかったものが、時代を経ることによって再発見され、非常に人気を博す作品になるというようなことは、美術館の歴史の中でも随分繰り返されてきていることですので、やはり今、利用価値があるかないか、活用できるかということだけではなくて、非常に長期的な視点で博物館法が機能するように、文言を変えるということに賛成いたします。

今回、本来の博物館法に記載されていた従来の使命に加え、役割・機能を拡張していくことについては、こうしたことに応えられる博物館とそうではない博物館と、二極化にしていくことを懸念します。応えられなくても活動は非常に大切な博物館もあると思いますので、そうした点にも目配りができるような文言が加えられるといいと思います。

【島谷部会長】 ありがとうございました。いろんな博物館があるので、全てをすくい上げるってなかなか難しいんですが、その博物館が使命として考えている業務のところはウエートが行かざるを得ない部分があるかと思えます。

したがって、今までの議論の中で、太下委員とか逢坂委員が、全ての博物館に教育普及であるとか、保存であるとか、そういったものがあるのが望ましいというふうにおっしゃられたのは、もう正にそのとおりでと思いますが、設置者の問題でそれができない部分もあるというのも現実であります。

したがって、今、逢坂委員がおっしゃったように目配りをしていくということが今後大切になってくるのではないかというふうに、その意見については共感をいたしました。

ほかの委員、いかがでしょうか。

蓄積という表現が適切かどうかということも踏まえて、この新たなものの中にそういった考えを付していくということは、大方、皆さん賛成のように思いますが、そういう方向でよろしゅうございますか。事務局とともに検討してまいりたいと思います。

では、この問題については、西野委員の意見を入れながら、そういう方向で進んでまいります。

太下委員、お願いいたします。

【太下委員】 西野先生の提案、私ももちろん賛成です。あと、この審議のまとめ関わ

ったワーキングの皆さんとか事務局の皆さん、本当に御苦労さまでした。

ただし、このまとめは、あくまでも本当に第一歩であるという点を確認しておきたいと
思います。といいますのは、ここで議論されているのは主に制度論なわけですが、
本来であれば併せて政策論の議論も必要であり、その意味では、
次の二歩三歩というものを続けてきちんと検討し実行していくことがすごく重要だと思っ
ています。

その点で、相互に関連するので、ちょっとまとめてコメントさせていただきますけれど
も、制度論で二つ、政策論で二つ、計4つの意見を言わせていただきます。

まず制度論ですが、今回のまとめで、今後、博物館に必要とされる役割・機能と
いうものが整理されております。これは基本的に賛成いたします。そして、これを実行し
ていこうとすると、恐らく現行の社会教育施設の枠組みを大きく超えていくことになる
と思います。

私は、今後の制度論の検討の中で、この社会教育施設のくびきを外して、博物館の新しい
展開を目指していくべきではないかと思っています。当然そうすると、自治体側におい
ても教育委員会が所管するというを外れていくこととなります。そして、首長部局の
ほかの政策と連動していくことを推奨していくという形が想定されます。

これが1点目です。

もう一点も制度論ですが、今回、博物館法そのものの改正の議論をしているわけですが、
ども、それと併せて、博物館振興法といったものが必要ではないかと思ひます。劇場、ホ
ールに関しては劇場法ができました。もちろん劇場法に関しては、博物館法に相当する法
律がなかったという背景もありますけれども、やはり博物館の振興を正面から捉えた法が
今、必要になってきているのではないかと思ひます。

制度論に関する意見はこの二つです。

これと絡んでくるんですけども、政策論として、博物館振興法をつくっても、その実
効性の裏づけといいますか、担保のようなものが必要になってくると思ひます。

ちょっと大風呂敷を広げるように聞こえるかもしれませんが、私は相当規模の博物館振
興の基金をつくるべきだと思ひます。ここで言っている相当規模というのは、既に既存で
あります芸術文化振興基金、これ700億ぐらいの規模ですが、これと同等か、それ
以上の規模を想定しています。かつて芸文基金つくったときから時間が大分たっています
ので、もっと大きい規模であった方が私はいいと思ひます。

先ほど収蔵庫の議論が出ていましたけれども、恐らく収蔵庫をこれからきちんとつくっていかうとすると、現行の枠組みの予算では全く足りないと思います。こういうスケールの大きい規模の基金がないと、とても対応できないと思います。

これは政策論の一つ目です。

政策論の二つ目としては、時間軸の議論も意識した方がいいと思うのです。ある程度のスピード感を持って実施していかないとだめで、今回の審議のまとめで安心して、検討を止めてしまっはいけないと思います。

私は具体的に2025年ぐらいをめどに、目標年次を定めて、博物館の振興についてスピード感を持ってやっていくべきだと思っています。

2025年度というのは御案内のとおり、日本で万博が開かれる年です。ただ、今回2度目の大阪の万博となりますので、さすがに1970年と同じことではいけないと思うのです。要するに、大阪のある地区に半年間ぐらいパビリオンが開かれているという、ああいう万博の形式ではないだろうということです。

そう考えたときに、私は全国のミュージアムが万博のサテライトになるような位置づけで、多言語化とか、情報発信とか、当然その他の基盤の整備、たとえば収蔵庫の整備とかいうことも進めていくべきじゃないかと思っています。そのぐらいの具体的な目標年次を定めて政策を実施していくということが今求められるのではないかと思っています。

前回だったか、前々回だったか、私は、「ミュージアムの終活」、という資料を提出させていただきました。ミュージアムはかなり危機的状況にあると私は認識しています。このままでは絶滅危惧種ではないかなと思っています。

そういった絶滅危惧種の状況から回避するためにも、今言ったような、かなり大型の大胆な政策が今求められているのではないかと思います。

以上です。

【島谷部会長】 太下委員、ありがとうございました。かなり大きな課題を提供していただきました。今、太下委員の考え方、博物館振興を施策等については、考え方としては、もう皆さんも同じ意見だろうと思います。ただ、スピード感を持ってやるということと、現実にそれができるかどうかというのは、やる気次第だと思います。現実、博物館法の改正だけで、これだけ皆さん知恵を絞っているわけですが、なかなか難しいことがあります。大きな提案として受け止めたいと思います。

今、太下委員が発言していただいたことも含めて、ほかの委員の方、御発言はございま

すでしょうか。小林先生。

【小林委員】 太下さんの言ったことは多分、文化政策を研究している人たちからすると、割と当然の議論かなというところはあると思います。それで、ただ、私はワーキンググループの方に出ていまして、基本的に今回のワーキンググループのメインの話の中で、最初の部分で非常に重要だったことが、多くの方がそういう発言をされていたということなんですけど、社会教育法の中で考えていくんだということは相当、最初に言われていたことのように思います。

ですから、何か私などは、どちらかというところ、やっぱり太下さんと同じような考え方を持っていました、くぎを刺されたような印象をちょっと持っていました。

なので、非常に大きな本当は方向性を目指していくということで、太下さんは今の博物館の環境を変えていきたいという思いでおっしゃっているところだと思うんですけど、何か私自身も本当はそれがいいと思っていました。振興法をつくるということも何回か発言もさせていただきましたし。ただ、ちょっと今回は、本当に基盤の部分をまずやるんだというところだったんだと思います。

スピード感を持ってというのは当然だと思いますし、それも法制ワーキンググループの方では確認しているところかなと思います。これで終わりにしちゃいけない、すぐに動き出すんだということは、ワーキンググループの方でも確認したと思います。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。考え方と振興について、適切にまとめていただいたかと思えます。

皆さんの思いは同じだと思うんですが、今回の議論の中にそれを入れていくということになると、非常に難しいということではないかと思えます。

ただ、今のスピード感を持ってやるということは忘れてはいけない。太下先生から発言された、ミュージアムが終活に向かっているという見方もあります。そう言い切っていいかどうかというのはありますが、このままでは本当に絶滅危惧種的な部分、絶滅危惧種的な館種が出てくる可能性もあります。そういったことを含めて博物館の振興を考えなければいけないという御意見だったというふうに思っております。

ほかの委員、いかがでしょうか。川端さんかな、お願いいたします。

【川端委員】 大阪の川端です。先ほどの太下先生の御意見は賛成というか、ここの議論を第1弾として、やっぱりこれにとどめてはいけないというふうにはすごく思います。

博物館の振興ということに関してですけれども、大阪市の場合、地方独立行政法人になるというその前段で、大阪市の博物館が目指す姿ということで、大阪市ミュージアムビジョンというのを担当局でまとめてオーソライズされた。これはある意味、振興法に通じるような部分があると思うんですね。それを、実際にそれに向かって、どういうふうに進んでいくかというのは、行政とともに我々、博物館現場の努力もかかっているとは思いますが、やはりそういうものがあると非常に心強いという部分があるかと思います。

そういう意味では、やっぱり博物館法のさらなる抜本的な改正法というのも目指してべきだろうなというふうに思います。

今回の提言に関して、この会議の前に事前の説明を受けたときも少し言ったんですけれども、制度的に博物館法と国立博物館法という、両輪という言い方はいいんですけれども、やはり統一的に何か考えられた方がいいのではないかというのは強く思っています。いろいろ説明はされているんですけれども、国立博物館、規模としても巨大ですし、機能としても、やはりナショナル・センターとしてきちんと機能すべきということで言うと、それをもう博物館の中に書き込んでもいいのではないかというふうに感じてはいます。その辺はいろいろ書かれていますし、説明も受けましたけれども、あえて発言はしたいと思いません。

もう一つ、やはり今回、大きく残っている部分でいくと、博物館の振興なりというものととも学芸員制度というのがあるかと思います。ちょうど昨日、大阪市立大学で博物館学芸員養成課程の講義をしてきたんですけれども、その中で本当にしゃべっていたことが、2007年、これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議の中で、学芸員に求められる専門性として、研究能力、資料の収集、保管、展示等の技術、高いコミュニケーション能力を有し教育活動等展開できる能力、一連の博物館を運営管理できる能力、これ、正にキュレーターだけでなく、ミュージアム・エデュケーター、レジストラー、コンサーベーター、プランナー、マネジャー、サイエンスコミュニケーター、いろんな役割を本当に学芸員1人、1人じゃないですよ、学芸員という職種に任すというか、これをやりなさいということなのか。やはり提言の方に書いていましたけれども、多様な専門性を持つ人材というのをこれから育てていかなければいけないですし、やはり地方の公立の博物館にあっては、法律、博物館法にそれが書かれているというのが多分根拠、よりどころになると思いますので、その辺り、今後更に議論を進めていければと思いますし、正にここで止まってはいけないということなんだろうと考えています。

以上です。少し雑駁でしたが。

【島谷部会長】 ありがとうございます。国立博物館と博物館、国立博物館の個別法と博物館法一体でもいいんじゃないかという御意見、もっともなことだと思います。現実的には、根本的な改正になるから、やや困難であるので、ここに落ち着いているのはいかというふうに私は理解しております。

それから、学芸員の持つべき資質を今、先生挙げてくださいましたけれども、これが全部できる人がいたらスーパーマンだなというふうに思います。それぐらいな要素があるので、とても1人ではできないということでしょう。

何回か私もお話ししましたけれども、半田さんの調査で明らかになったように、ほとんどの博物館が館長、それも非常勤館長1、学芸員1、事務職1という状況にあって、全てをこなすのは本当に無理で、それを統合していくと、絶滅危惧種というふうに表現されたような形になっていくという懸念もあるということだと思います。目標を持ってスピード感を持ってやらなきゃいけないという太下委員の発言というのは、とても重要なことかと思っています。

その中において、今博物館部会で答えを出していかなくちゃいけないということがありますので、この博物館部会に関しては、まず第一歩で、これで終わりではなくて、続くんだということを各委員の決意として、事務局に私は示したいと思っております。

そういう流れであるということは各委員、皆さん共通されているかと思いますが、やるべきことが学芸員というのは本当にたくさんあるので、何かやれと言っても本当に大変だと思います。昨今、働き方改革というのが行われておりますので、それを考えた場合に、誰かが頑張ればいいということで、そうした結果、誰かが病気になってしまったら、それを取り戻すのがとても大変なことになります。それを踏まえつつ、博物館振興を考えていく、バランスのよさが求められているのではないかと思います。

利用者の立場で浦島さん、何かありますか。

【浦島委員】 利用者の立場からすると、普通に全部読ませていただくと、やっぱり学芸員さんや博物館さんに求められているものがこれから非常に多くなっているなど感じております。なので、それはそれで利用者としては、地域とつながったり、いろいろな別の施設とつながって、よりよい展示ができるなら、それはそれですごいウエルカムなんですけれども、それで先ほどのように博物館で働く人たちが負担になってしまったら非常に大変なので、そこは学芸員さん以外の、例えば自治体だったらバックオフィスのほかの市役

所の方だったりとか、そういう人たちの理解促進のするような仕組みがあるといいんじゃないかなとは感じました。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。公立館の場合は、今、浦島さんがおっしゃったような、ほかの市役所の人への援助等が出てくると思うんですけど、設置者においては、それが出てこない部分があります。そういったところをどうしてすくっていくかというのが、ワーキンググループでも検討していただいたネットワークということになるのではないかと思います。いろんな要素ですくい上げる、それでスピード感を持ってやるというのが、みんなの共通の認識かと思っています。

博物館の館長としては比較的新しい出光委員、何か御発言ありますでしょうか。

【出光委員】 皆様おっしゃられたように博物館のももとの意味合いというのは、やはり資料の保管ですし、文化の継承、そして蓄積だとは思いますが、それがなかなか難しい館もたくさんあるかと思っています。そうした中で、最近では学芸員資格課程の中でも、博物館資料を扱わない、文化政策の学科で学芸員、アートプロデューサーという形での学芸員の資格を取られる方とかも出てきているので、これからの議論とはなるんですけども、学芸員が物を扱う学芸員なのか、それとも、そうした政策に関わっていく方の学芸員なのか、また、そうした人たちを一括して学芸員というふうに呼んでしまっているのかどうかというところも、これから考えていかなければならないのかなと思っています。

それと、これだけすごく理想を掲げているので、どれだけの博物館が登録を目指して頑張ってくれるかというところで、やはり国民の理解というのが一番大きいので、そうした登録博物館のキャンペーンというか、マークというか、登録博物館になったら、こんなにみんなから知られるようになるんだというような枠組みがやっぱり何かしかない、なかなか高いハードルですので、登録博物館目指して頑張っていけるような体力のある館というのは難しいのかなというふうに思っています。

細かい文言については非常に練られておりますので、今後これをどういうふうに現実的に落としていくのかというのを、何回も段階を踏んで話し合っ、話し合っさせていただければと思っています。

私からは以上です。

【島谷部会長】 出光さん、どうもありがとうございました。分かりづらい、アピールしていかなきゃいけないというのはそのとおりだと思います。この答申案見ても、かなり

精度は高くてすばらしいものになっているというふうに思います。提案がありました蓄積であるとか、必要な語句を変えていくということも当然であります。この博物館法が改正されていく上で一番大きなのは、博物館というのが、この23ページで説明を受けましたけど、より身近でより必要なものというのが4ポツのところにあります。価値が向上し、それによって地公体であるとか産業界、個人等によって支援・投資がなされるという、一体となった支援策に結びつくということだろうと思います。

それにしても一番重要なのは、博物館というのが不要不急のものではないということ国民の皆さんに訴えることが主眼になってくると思います。何より、その博物館の機能、博物館がどうであるかということ全員でアピールしていく必要が出てくるのではないかと。今までもやっていると思うんですけど、これをやります、これをやりますという公約のようで、それがたくさんあり過ぎると何をやるのか見えてこない部分がありますので、この博物館法の改正ではこの点であると。これを第一歩として第2、第3があるんだという書きぶりがあってもいいかなというふうには私は個人としては思っております。

途中から中村委員が参加されましたので、議論の展開についていけないところがあるかと思いますが、今、博物館制度の今後の在り方についての最後のまとめのところで話が展開しておりますので、御意見をいただければと思います。

【中村委員】 恐縮です。大変遅れて入りまして申し訳ありません。

法改正については、長年にわたる議論の着地点であって、異論はございません。

「はじめに」に書かれていたとおり、文化庁が早期に法制度の見直しに着手するということを目指したいと思いますし、同時に、同様に書かれてあります予算措置等の検討も含めて新たに総合的な博物館振興策が早急に推進されることも期待したいという結論、それが重要だと読みました。

今、座長が御指摘されたアピールというところが最重要課題なのではないかなと私は思っております。法改正も振興策も実現しようとする、この博物館政策のプライオリティを上げるということが大切で、博物館村以外の広い世間に向けて、この分野の重要性を認識してもらうという努力が必要なんだと思います。

ウィズコロナのDXという大きな課題に博物館はどう貢献していくのか、あるいはこの法改正で博物館がいかに大切な存在に変わっていくのかということをおアピールしていかなければいけないんだろうなと。

ただ、そういうプロモーションで、事務局や文化庁に答申を投げて進むものではありませんし、ここの委員の皆さんや、今日もたくさん傍聴されていますよね。この議論に賛同される関係者の皆さんで、外に向かってこれを発信していくということが大事だなと感じました。私自身も努力をしたいと思う次第です。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。課題はたくさんありますが、デジタル・アーカイブであるとか、博物館自身が情報発信していき、なおかつ交流を図る場にするというような指摘もありましたけど、我々としては、デジタルを使ってアーカイブすることによって、更に研究であるとか、広報であるとか、教育であるとかが進展するということもあるんですけど、何より、恐らくここにいらっしゃる全ての人は、博物館に来て作品を時間と空間を超えて見てほしいと思っていらっしゃると思うんですよね。そのための一助として、いろんな施策が出てきていると思います。そこを踏まえながらやっていかなきゃいけないということがありますので、姿は消えて見えていないんですけど、現場を長くやっていた古田委員、いらっしゃいましたら御発言をいただければと思いますが。

【古田委員】 古田です。どうもありがとうございます。御指名ですので。ずっと御議論を聞かせていただきながら大変勉強になって、一つ一つ、そのとおりでなと思って聞いておりましたけれども、逆にここまで教えていただくと、ちょっと逆説的な言い方ですけども、国からできることの限界ということを感じざるを得ないんですよね。

これは理念の段階ですから、国としては、こういう理念を持っているという、こういうことを掲げることは大変重要なことで、それを広く広めるということも大変重要だと思うんですけども、でも現場、実際にはどういうことになっているかという、残念ながら理念を広げても、収蔵庫は建ちません。そのようなことを次にどういうふうを考えていけばいいのかなということを考えると、世の中は YouTube の時代なんですよ。つまり、誰かが上からこういうことをしなさいとかいうよりも、一人一人が始めると、それがつながると。多分そういう時代にどんどん加速していくのではないのかなと感じております。

ですから、組織ということの安定性、持続性というのを確保しつつ、そして、結論的に言うと、登録しているかしていないかというよりも、全ての博物館的な事業、運動、動きに対して、どこまで支援できるのかと。ここ、こういう登録をしているところだけは強く支援します、あとは支援しませんというふうには、これは聞こえてしまうんですね、国の制度としては。そこが、これは国としての方針ですというのは、それはそのとおりでない

ますけれども、もう一つ、多分、別の、それこそ現場の側からすると、具体的に言えば、支援して下さるお金がやってくるまでの間の物すごく大変な事務作業とか、そういうことを考えると、やっぱりちょっと二の足というか、どのぐらい登録して下さるんだろうかという出光さんの御意見もありましたが、本当にそうだと思います。

ちょっと感想的なことでも恐縮ですが、これまでの御議論からの意見といたします。以上です。

【島谷部会長】 古田さん、ありがとうございました。設置者としては非常に恵まれている国の博物館を三つも経験した古田さんの発言、非常に重たいと思います。登録制度の申請に当たっては、より簡便にというのがどこかにあったと思いますが、簡便だけではなくて、それをクリアしなきゃいけないというハードルありますが、国ができる、確保できる予算、国ができる支援の中でどうあるべきかということ、我々は考えていかなきゃいけない部分があると思います。

それと並行しながら、太下委員がおっしゃってくださった、スピード感を持ってとか、目標を設定してとかということもないと前に進まないという懸念もあるということも十分に理解できております。

佐々木委員から手が挙がっておりますので、佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 ありがとうございます。先ほど太下さんや小林さんの議論に関わりませんがワーキング等でも、文化芸術基本法と連動させて、振興策に結びつく法改正を目指すべきなんじゃないかということが言われていたと思います。ネットワークを今後つくっていくことに、今回の提言はウエートが置かれていますが、法の改正の中でも明確に文化芸術基本法と博物館法がひもづくような形にして、それに基づいて振興策的な事柄も今回の法改正に盛り込めないかということだったように思います。

事務局に確認したいんですが、法改正の技術的な実現性や手続等あるとは思いますが、どんなふうになりそうか、お伝えいただきたいと思います。お願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。佐々木委員の御指摘は、(6)ですかね。連携に関する第3章の2の(6)、通し番号でいうと27ページについてのことだったと理解しております。博物館による他館や関係機関との連携の促進について、ワーキンググループでは、かなり具体的な議論もさせていただきまして、このような博物館による、ほかの博物館との連携についても、何らかの形で法律に位置づけられないかというような議論をさせていただいたところでございます。

その議論の中でも様々に御意見を頂きまして、法律の中で規定すると非常に硬直的になるという点と、例えばその連携する活動に着目して、その活動自体を認定してはどうかというような議論もさせていただきましたけれども、結果として、差し当たり当面は、この連携については、予算措置等において政策として進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

他方で、そのようなソリッドな枠組みではなくて、博物館同士の具体的な連携については、理念的に法律上で規定させていただく形ではないかというようなことを記載させていただいたつもりでございます。

【佐々木委員】 文化芸術基本法との結びつきというのは、法律上どう対応するんでしょうか。

【井上戦略官】 井上でございます。正に文化芸術基本法で博物館が位置づけられているというのは非常に重要ですので、文化芸術基本法を踏まえてあるということについては、まだ法改正の内容については検討中でございますが、一つ大きなファクターとして盛り込めないかということ、正に検討しているところでございます。

このように博物館部会を設けて法改正の議論に進んできたというのも、2017年に文化芸術基本法が改正されて、文化庁の方で博物館を一体的に所管をして、振興策について、また法改正、制度改正について検討することができたということが大きいものでございますので、私どもとしても、この制度改正を何とか実現して、第一歩として、引き続き制度改正等々、総合的な振興策について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

【佐々木委員】 ありがとうございます。

【島谷部会長】 佐々木さん、今のお答えで大丈夫でしょうか。

可児さん、どうぞお願いいたします。

【伊藤委員代理（可児氏）】 すみません。今日、伊藤市長欠席で、私、代理で参加させてもらっています。

今回の改正の議論の中で、その目的に関して、底上げとか盛り立てというキーワードが頻繁に出てまいります。地域博物館の立場で何度も、私は話しているところではございますが、市のレベルでも、例えば本館の館長が館長兼務して、現場は事務と学芸員がそれぞれ1人というような小規模博物館がかなりあるというのも現状なわけですね。そこでは様々な支援制度に対応するためのマンパワーというものも実際ありません。施設は老朽化

して、予算も削られて、その中で現場は地域の膨大な資料を少しずつ整理し、今日も出ました蓄積する作業、それから展示に取り組むという日々を追われています。とはいえ現場の人たちは、地域とか住民のことに向き合って、やりがいを持って前向きに取り組んでいるというふうに言えると思います。

今後、底上げ。底という言葉がちょっと気になって、どのように使われていくか、ちょっと気掛かりですけれども、そんな自治体や博物館に対して、そこで働いている人たちに対して、どうやって底上げとか盛り立てという言葉を変えたらいいのか。彼らのモチベーションを高めて、結果的に地域での博物館としての役割を果たすために、今回の改正は、どのように具体的に関係するのか、若しくはしないのかということは今、自分は考えているところです。

先ほど古田委員からも少し話がありましたが、要するに博物館の全体の約8割と言われる登録対象外の博物館に対して、法律は今後どのように向き合うのかということなのです。

そして、これも繰り返し申し上げていることになるんですけれども、まだ小さくても博物館がある自治体はいいわけですね。ところが、博物館の置かれていない自治体も多くあるわけで、その地域資料の散逸というものについては、ずっと懸念を持っています。

当市の周辺の町の住民からも度々相談を受けるところがありまして、これまで守り続けられてきた貴重な人々の営みの有形無形の財産であり、それは地域のアイデンティティーを構築しているものですが、そういったものは文化財保護法で守られる指定文化財や、それから埋蔵文化財でもなく、また自治体の保護条例からも漏れたものが多いわけですが、そんな資料が日々失われているという現実も目の当たりにするときに、何か法律の無力といったものを感じたりしています。

そういったことは、それぞれの自治体の方針とか、自助努力で対応することかもしれません。また今回議論されている博物館法の守備範囲から外れるものかもしれませんけれども、やはり貴重な地域の文化資源のことについては、多くの関係者とともに、今後幅広く議論されるといいなということを考えています。

それから最後に、新たに今回提案された地域のネットワークの形成についてです。現在、多くの都道府県において博物館協会というのがつくられて、その元締が半田さんのところの日本博物館協会になるわけですが、そこでは様々な連携とか振興活動が進められています。当然それらは自主的な活動なわけですが、今後、様々な地域の課題に対応するために、一定の役割を果たせるんじゃないかというふうに考えています。

現在ある協会の実態とか実績を踏まえて、今後議論されるネットワーク構築というものについての一つの材料にさせていただいたらいいかなというふうに思っています。

ちょっと長くなりましたが、私の発言とさせていただきます。ありがとうございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。地域の小さな博物館が本当に困窮しているというのは、半田さん、博物館協会の調査で本当に分かっていることですので、本来なら全てに救いの手を差し伸べるというのが正しいやり方ではあると思うんですけど、先ほど古田委員から発言されたように、国がやるべきことに関しては、やっぱり限度があるというのも正しいことだと思います。全てが国立であれば、国が全部カバーしなきゃいけないんでしょうけれども、設置者が違うということで、どこまでできるかというのは、おのずと変わってくると思います。

ただ、それをなおざりにしていいということではございませんので、その辺をすくい上げる第1弾がこの改正、第2弾、第3弾があるんだということを我々が強く発言し続けていかなきゃいけないというふうに思っております。

時間がだんだん少なくなってまいりましたが、これだけは言っておきたいということがございましたら、どなたでもいいですが。半田さん、お願いいたします。

【半田委員】 ありがとうございます。これだけは言っておきたいということではないんですけど、すみません。

西野委員が御指摘された蓄積というのは改めて私も、とても重要なキーワードだと思っております。博物館全体として未来への責任を果たすという機能を果たしていく上では、やはり蓄積しているものをどう活用するのかという体制づくりが必要かと思えます。

皆さんのお話をお聞きして、太下さん、小林さんおっしゃったことって、私も全くそのとおりだと思ってワーキングにも臨んできたんですけども、結局この答申には二つ意味があって、一つは目前にある法改正、これは博物館法単独の改正としては本当に画期的な機会ですので、是非これを実現することによって、今なぜ博物館法の改正が必要なのかということを社会一般にもっともっとPRしてアピールしていくということが大事なんだろうと思います。

もう一点は、やはりこの答申案に盛られていることというのは、皆さんの総意として、これからの博物館の振興がどうして必要なのかということが非常に明確に書き込まれている答申として完成度が高い内容だと考えておりますので、これは会長が言われておりますように、終わりではなくて、ここから始まるんだということを認識して、この部会の継続

性を担保しながら、ここで課題として上がっていることを継続的に検討していくことが重要だと思えます。

ワーキングの中で私、国立博物館の位置づけについては随分、主張させていただいて、やっぱり登録の枠の中に置くべきだと言わせていただいたんですけども、そこについて、文化庁の庁内での法制度の検討の中で、やはり個別法があるというところの壁を超えることができないという事情も理解した上で、実態的にはそうだと思うんですけども、ただ国民に非常に分かりやすくするという視点については、この答申の中で、国立博物館を含む全ての博物館の振興に向けてという項目を立てて、そこに向けて政策的なフォローもしていくんだということを書き込めたことは非常に大きな成果だと思っています。

そこで一つ感じていますのは、個別法の中で、例えば独法は、科博も、機構も、美術館もそうですけれども、博物館を設置するとか美術館を設置するという個別法の文言でうたっている博物館とか美術館とは何なのかという定義はないんですね。

そこで、一方では、博物館法の中には博物館とは云々という文言が入っているわけで、じゃあ、その国が設置しているものというのは、国際的な博物館定義にも十分合致する立派なものであるということはまさしくそうなんですけれども、そうしたときには、ICOMにおける博物館の定義であるとか、UNESCOにおける博物館の定義なども視野に入れて、国立館の位置付けもしていける制度の仕組みが欲しいと思います。今後は、博物館が社会的課題にどう向き合っていくのかというようなところでは、国際的な動向にも常に目を向けて、国立博物館も、国際的基準に適合したナショナル・センターとしての機能を備えた博物館なんだということをしっかりアピールできるような、博物館についての情報発信が重要だと思えます。

小林さんがおっしゃったように、ワーキングの中では、やはり法制度という立場から見ると、今回の改正というのは、社会教育法の特別法としての位置づけの博物館法をどうしていくかという点に集約せざるを得ないという結論になったんですけども、答申としては、小林さんも太下さんもおっしゃったように、大きな枠組みの中での日本の博物館の振興というものが、今後どういう課題を抱えながら何をすればいいのかという方向が示されているというところでは、大きな成果があったのではないかなと私自身は考えています。

以上です。ありがとうございました。

【島谷部会長】 半田さん、ありがとうございました。すばらしくすっきりとまとめていただきまして、ありがとうございます。

時間が参りましたので、本日の意見交換はここまでとしたいと思います。

本日、様々に御議論いただきました答申案につきましては、12月20日に予定されております文化審議会総会がございますが、ここで決定されることとなる予定でございます。

総会に提案する内容としましては、本日頂いた御意見、御提案を踏まえて修正した上で取りまとめたいと思いますが、本日の議論を踏まえて大きな修正はないかと思います。もちろん蓄積であるとか、重要なことにつきましては、事務局と協議したいと思います。どのような形で文化審議会に提案するか、部会長である私に御一任いただきたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【島谷部会長】 皆さん、うなずいていただきましたので、そのようにしたいと思います。

また本日、意見交換で十分に御発言できなかった内容、細かい質問等あることが想定されますが、その場合は御意見を書面若しくはメールで事務局に御提出ください。総会までの時間も限られておりますので、できれば速やかに提出をお願いできればと思っております。

それでは、本日の議論は以上といたします。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。本日はありがとうございました。

もしオンライン参加で不都合な点、御不便な点ありました場合、事務局まで御連絡いただけますと幸いです。

今後の日程は、先ほど部会長から御紹介いただきましたとおり、12月20日に文化審議会の総会を調整してございまして、そこで今回御提案いただいた答申が、案が取れて、答申としてセットされるという運びになります。これをもちまして、今回の博物館の法制度に関する議論は一段落ということになるかと思いますけれども、今後の博物館部会の運営については、部会長と御相談をさせていただきながら、改めて御連絡させていただきたいと考えてございます。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございました。

本当に貴重な御意見、西野先生、太下先生の御意見、みんな心に残ったと思います。そういったことを踏まえて第2弾、第3弾に続いていけばいいと思っております。本当に御

協力ありがとうございました。

それでは、第3期第3回の博物館部会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

— 了 —